

**杵築市行財政改革大綱**  
**【第3次行政改革大綱】**

**平成29年3月**  
**大分県杵築市**



はじめに

平成17年10月に誕生した本市は、合併後のまちづくりの指針として策定した「杵築市総合計画」の将来像「歴史と文化の薫り高き 豊かな感性があふれるまち」を実現するため、平成18年以降、2次にわたる行政改革大綱を策定し、総合的・計画的に行財政改革の推進に取り組んできました。

しかしながら、長期化する景気の低迷や人口減少により、市税収入の大幅な伸びは見込めず、少子・高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や多額の財政負担が予想される社会資本の維持・更新への対応など、厳しい財政状況が続いています。

また、地方分権の進展に伴い、国と地方の役割が見直されている中で、地方は、それぞれの特色を活かした自主的・自立的なまちづくりを進めていかなければなりません。

こうした状況に適切に対応するためには、職員一人ひとりが意識改革を行い、自己研鑽に努めるとともに、業務の見直しや事業の重点化による選択と集中を図りながら、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、質の高い行政サービスを持続的に提供していく必要があります。

このようなことから、将来を見据え、より一層の行財政改革の推進に取り組んでいくための指針として「第3次行政改革大綱」を策定するものです。

平成29年3月

杵築市長 永 松 悟

## 目 次

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| I   | 杵築市を取り巻く行財政状況    | 1  |
| 1   | これまでの行政改革の取組みと成果 | 1  |
| 2   | 財政の状況            | 3  |
| 3   | 財政健全化の必要性        | 7  |
| 4   | 定員の適正化           | 8  |
| 5   | 組織・機構の見直し        | 10 |
| 6   | 公共施設の適正管理        | 11 |
| 7   | 収納率の向上           | 12 |
| II  | 大綱の基本方針          | 15 |
| 1   | 改革の方向性           | 15 |
| 2   | 基本方針の柱           | 15 |
| 3   | 計画の期間            | 16 |
| 4   | 進捗の管理            | 16 |
| III | 基本方針に基づく取組項目     | 17 |

## I 杵築市を取り巻く行財政状況

### 1 これまでの行政改革の取組みと成果

本市では、平成18年6月に第1次行政改革大綱、平成22年3月に第2次行政改革大綱を策定し、組織機構の見直しや職員定数の適正化、健全な財政運営、民間委託等の推進など、急激に変化する社会経済情勢や多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、総合的・計画的に行財政改革の推進に努めてきました。

平成22年度を初年度とする「第2次行政改革大綱」においては、「市政創造」、「協働」、「行政経営」の3つの視点を柱として、新たな価値を創造し、市民本位の視点に立った行政経営の実現や市民参画と協働による多元的な公共サービスの提供、持続可能な財政基盤と弾力性のある財政構造の確立に取り組んでいるところです。

第2次行政改革大綱の実施計画である「行政改革アクションプラン（後期プラン）」に掲げた53の取組項目のうち、平成27年度における進捗評価は、プランどおり実施されたものは34項目、プランより遅れて実施又は目標未達成のものが16項目、全く進まなかったものが1項目、評価なしが2項目となっています。

未実施となった取組項目は、「各種団体事務の見直し」です。未実施となった理由は、隔年で取組を実施しているためです。

【第2次行政改革大綱の進捗状況（後期アクションプラン）】

|      | A           | B           | C         | D         | 評価なし      | 計  |
|------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|----|
| 25年度 | 36<br>62.0% | 15<br>25.9% | 5<br>8.6% | 1<br>1.7% | 1<br>1.7% | 58 |
| 26年度 | 40<br>69.0% | 14<br>24.1% | 1<br>1.7% | 1<br>1.7% | 2<br>3.4% | 58 |
| 27年度 | 34<br>64.1% | 16<br>30.2% | 1<br>1.9% | 0<br>0%   | 2<br>3.8% | 53 |

A：予定通り実施（プランどおり又はそれ以上実施）

B：一部実施（プランより遅れて実施、目標未達成）

C：未実施（未着手、全く進まなかった）

D：中止（計画が中止となった）

評価なし

【これまでの行政改革大綱の策定状況】

| 策定時期<br>(計画期間)          | 内 容   |
|-------------------------|---|
| 平成18年6月<br>(平成18年～21年度) | 第1次行政改革大綱（新たな行政改革大綱）<br>【改革の基本方針】<br>・市民が主役のまちづくりの推進<br>・横断的な組織体制の推進<br>・利便性の高いまちづくりの推進<br>・効率的な財政運営の推進<br>・効果的な行政運営の推進 |
| 平成22年3月<br>(平成22年～28年度) | 第2次行政改革大綱<br>【重点改革項目】<br>・新たな価値を創造し、市民本位の視点に立った行政経営の実現<br>・市民参画と協働による多元的な公共サービスの提供<br>・持続可能な財政基盤と弾力性のある財政構造の確立          |

## 2 財政の状況

近年の歳入決算では、地方税で若干の回復傾向が見られており、今後についても固定資産税で税収の増が期待できる状況です。しかし、リーマンショック前の税収には及ばず、まだまだ平時モードとは言えない状況が続いています。

このうち、地方交付税では、国の交付税総額の確保や地方での税収の増による臨時財政対策債への振替の減、地方創生への取組みや社会保障費の増加等により、ほぼ横ばいを維持してきましたが、市町村合併から10年を経過した平成28年度からは一本算定への移行が始まり、減少が見込まれるため、財政運営が厳しくなるものと予想されます。

一方、歳出決算では、人件費、扶助費といった義務的経費は増加の一途を辿っています。公債費では、これまでの学校施設等耐震化事業等が一段落し、現時点では大きな負担になっていませんが、今後は、大型普通建設事業の実施等により、急激に増加し、財政を圧迫することが懸念されます。また、物件費や補助費等、繰出金についても一般財源や基金の取崩しにより対応しており、抜本的な事務事業の見直しといった構造改革を行わなければなりません。

さらに、普通建設事業費は年度によって増減がありますが、近年では、教育施設耐震化事業、小学校統合事業、防災関係事業等により、高額での推移が続いています。今後も各種大型事業の実施が予定されることから、単年度での普通建設事業費の増額と後年度の公債費の負担に注意が必要です。

財政指標のうち、経常収支比率は、リーマンショック後の大規模な経済対策の実施により平成22年度までは改善しましたが、その後、徐々に悪化してきており、平成26年度以降は90%を超える水準で推移しているなど、財政の硬直化が続いている状況です。これは、社会保障費の増大に加え、人件費や物件費等の義務的な経常経費が増加していることが要因であるため、事務の効率化を図り、経費削減に努めていく必要があります。

【普通会計決算収支の状況】

(単位：千円)

| 区 分                             | 平成27年度                     | 平成26年度                     | 平成25年度     | 平成24年度     | 平成23年度     |
|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------|------------|------------|
| (1) 歳入総額<br>( )は決算統計ベース         | 20,189,898<br>(20,070,598) | 19,308,381<br>(19,303,811) | 19,424,734 | 20,437,765 | 20,224,824 |
| (2) 歳出総額<br>( )は決算統計ベース         | 19,254,600<br>(19,135,300) | 18,608,352<br>(18,603,782) | 18,504,433 | 19,540,813 | 19,200,042 |
| (3) 形式収支 (1)-(2)                | 935,298                    | 700,029                    | 920,301    | 896,952    | 1,024,782  |
| (4) 翌年度繰越財源                     | 121,721                    | 155,057                    | 119,411    | 141,945    | 146,500    |
| (5) 実質収支 (3)-(4)                | 813,577                    | 544,972                    | 800,890    | 755,007    | 878,282    |
| (6) 単年度収支                       | 268,605                    | △ 255,918                  | 45,883     | △ 123,275  | 226,765    |
| (7) 積立金                         | 289,632                    | 448,961                    | 436,383    | 454,371    | 550,116    |
| (8) 繰上償還金                       | 86                         | 79,131                     | 0          | 0          | 0          |
| (9) 積立金取崩額                      | 167,011                    | 318,984                    | 0          | 188,794    | 0          |
| (10) 実質単年度収支<br>(6)+(7)+(8)-(9) | 391,312                    | △ 46,810                   | 482,266    | 142,302    | 776,881    |
| (参考) 標準財政規模                     | 10,840,761                 | 10,697,723                 | 10,819,078 | 10,910,113 | 11,097,639 |

※H27(決算統計ベース)：歳入・歳出ともに借換債119,300を控除している(決算統計上、算入しない)。

H26(決算統計ベース)：歳入・歳出ともに源泉所得税4,570を控除している(同上)。

【各種財政指数等の状況】

(単位：千円)

| 区 分                  | 平成27年度     | 平成26年度     | 平成25年度     | 平成24年度     | 平成23年度     |
|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 財政力指数                | 0.339      | 0.334      | 0.332      | 0.330      | 0.346      |
| 実質収支比率               | 7.5%       | 5.1%       | 7.4%       | 6.9%       | 7.9%       |
| 経常収支比率               | 90.7%      | 92.1%      | 89.1%      | 87.4%      | 86.1%      |
| 実質赤字比率               | —          | —          | —          | —          | —          |
| 連結実質赤字比率             | —          | —          | —          | —          | —          |
| 実質公債費比率              | 9.2%       | 9.9%       | 10.5%      | 10.7%      | 10.8%      |
| 将来負担比率               | 39.8%      | 41.6%      | 47.2%      | 54.2%      | 57.9%      |
| 積立金現在高<br>(土地開発基金除く) | 10,042,799 | 9,804,542  | 10,008,110 | 9,578,078  | 8,965,192  |
| 地方債現在高               | 23,687,883 | 22,984,562 | 23,182,683 | 23,007,234 | 22,583,633 |



【収入の状況（普通会計）】

（単位：千円）

| 区 分                                  | 平成27年度            |                   | 平成26年度            |                   | 増 減            |            |
|--------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|------------|
|                                      | 決 算 額             | 決算額<br>構成比<br>(%) | 決 算 額             | 決算額<br>構成比<br>(%) | 増減額            | 増減率<br>(%) |
| 地 方 税                                | 2,971,651         | 14.8              | 2,908,411         | 15.1              | 63,240         | 2.2        |
| 地 方 譲 与 税                            | 224,166           | 1.1               | 214,273           | 1.1               | 9,893          | 4.6        |
| 利 子 割 交 付 金                          | 4,073             |                   | 4,749             |                   | △ 676          | △ 14.2     |
| 配 当 割 交 付 金                          | 8,921             |                   | 11,533            | 0.1               | △ 2,612        | △ 22.6     |
| 株 式 譲 渡 取 得 割 交 付 金                  | 8,452             |                   | 8,362             |                   | 90             | 1.1        |
| 地 方 消 費 税 交 付 金                      | 602,527           | 3.0               | 369,096           | 1.9               | 233,431        | 63.2       |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金                  | 20,449            | 0.1               | 20,061            | 0.1               | 388            | 1.9        |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金                    | 30,278            | 0.2               | 19,778            | 0.1               | 10,500         | 53.1       |
| 地 方 特 例 交 付 金                        | 10,184            | 0.1               | 9,123             |                   | 1,061          | 11.6       |
| 地 方 交 付 税                            | 7,157,531         | 35.7              | 7,118,607         | 36.9              | 38,924         | 0.5        |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金                | 3,770             |                   | 3,632             |                   | 138            | 3.8        |
| 分 担 金 及 び 負 担 金                      | 126,741           | 0.6               | 175,656           | 0.9               | △ 48,915       | △ 27.8     |
| 使 用 料                                | 438,212           | 2.2               | 441,062           | 2.3               | △ 2,850        | △ 0.6      |
| 手 数 料                                | 37,635            | 0.2               | 36,275            | 0.2               | 1,360          | 3.7        |
| 国 庫 支 出 金                            | 2,409,995         | 11.9              | 2,480,542         | 12.9              | △ 70,547       | △ 2.8      |
| 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村<br>助 成 交 付 金 | 536               |                   | 515               |                   | 21             | 4.1        |
| 都 道 府 県 支 出 金                        | 1,591,274         | 7.9               | 1,391,603         | 7.2               | 199,671        | 14.3       |
| 財 産 収 入                              | 55,668            | 0.3               | 92,696            | 0.5               | △ 37,028       | △ 39.9     |
| 寄 附 金                                | 108,902           | 0.5               | 11,085            | 0.1               | 97,817         | 882.4      |
| 繰 入 金                                | 447,321           | 2.2               | 844,453           | 4.4               | △ 397,132      | △ 47.0     |
| 繰 越 金                                | 700,029           | 3.5               | 920,301           | 4.8               | △ 220,272      | △ 23.9     |
| 諸 収 入                                | 254,259           | 1.3               | 194,408           | 1.0               | 59,851         | 30.8       |
| 地 方 債                                | 2,858,024         | 14.2              | 2,027,590         | 10.5              | 830,434        | 41.0       |
| う ち 臨 時 財 政 対 策 債                    | 609,424           | 3.0               | 648,290           | 3.4               | △ 38,866       | △ 6.0      |
| <b>歳 入 合 計</b>                       | <b>20,070,598</b> | <b>100.0</b>      | <b>19,303,811</b> | <b>100.0</b>      | <b>766,787</b> | <b>4.0</b> |
| 一 般 財 源                              | 12,734,657        | 63.4              | 13,007,134        | 67.4              | △ 272,477      | △ 2.1      |
| 特 定 財 源                              | 7,335,941         | 36.6              | 6,296,677         | 32.6              | 1,039,264      | 16.5       |
| 自 主 財 源                              | 5,140,418         | 25.6              | 5,624,347         | 29.1              | △ 483,929      | △ 8.6      |
| 依 存 財 源                              | 14,930,180        | 74.4              | 13,679,464        | 70.9              | 1,250,716      | 9.1        |

【支出の状況（普通会計）】

（単位：千円）

| 区 分            | 平成27年度     |                   | 平成26年度     |                   | 増 減       |            |
|----------------|------------|-------------------|------------|-------------------|-----------|------------|
|                | 決算額        | 決算額<br>構成比<br>(%) | 決算額        | 決算額<br>構成比<br>(%) | 増減額       | 増減率<br>(%) |
| 人件費            | 2,600,295  | 13.6              | 2,553,351  | 13.7              | 46,944    | 1.8        |
| うち職員給          | 1,777,125  | 9.3               | 1,712,399  | 9.2               | 64,726    | 3.8        |
| うち退職金          | 144,197    | 0.8               | 176,576    | 0.9               | △ 32,379  | △ 18.3     |
| 扶助費            | 3,180,793  | 16.6              | 3,117,077  | 16.8              | 63,716    | 2.0        |
| 公債費            | 2,390,243  | 12.5              | 2,491,241  | 13.4              | △ 100,998 | △ 4.1      |
| 物件費            | 2,644,448  | 13.7              | 2,466,713  | 13.3              | 177,735   | 7.2        |
| 維持補修費          | 108,638    | 0.6               | 98,454     | 0.5               | 10,184    | 10.3       |
| 補助費等           | 1,692,239  | 8.8               | 1,612,674  | 8.7               | 79,565    | 4.9        |
| うち一部事務組合に対するもの | 630,736    | 3.3               | 628,886    | 3.4               | 1,850     | 0.3        |
| 積立金            | 685,579    | 3.6               | 638,770    | 3.4               | 46,809    | 7.3        |
| 投資及び出資金・貸付金    | 56,688     | 0.3               | 74,323     | 0.4               | △ 17,635  | △ 23.7     |
| 繰出金            | 2,239,495  | 11.7              | 2,151,829  | 11.6              | 87,666    | 4.1        |
| 投資的経費          | 3,536,882  | 18.5              | 3,399,350  | 18.3              | 137,532   | 4.0        |
| 普通建設事業         | 3,282,462  | 17.2              | 3,211,110  | 17.3              | 71,352    | 2.2        |
| 補助事業           | 840,795    | 4.4               | 1,455,330  | 7.8               | △ 614,535 | △ 42.2     |
| 単独事業           | 2,340,706  | 12.2              | 1,640,545  | 8.8               | 700,161   | 42.7       |
| 県営事業           | 100,961    | 0.5               | 115,235    | 0.6               | △ 14,274  | △ 12.4     |
| 災害復旧事業費        | 254,420    | 1.3               | 188,240    | 1.0               | 66,180    | 35.2       |
| 歳出合計           | 19,135,300 | 100.0             | 18,603,782 | 100.0             | 531,518   | 2.9        |

### 3 財政健全化の必要性

財政の硬直化は、政策の自由度を低下させ、行政サービスの低下を招く恐れがあります。また、公債費の増加は、現役世代の受益を将来世代に負担させることになるとともに、債務の償還による各種の給付減と負担増のため、行政サービスの受益や消費活動が阻害されることとなります。

財政健全化を着実に進めていくことは、住民の将来負担を軽減し、消費活動が拡大することにより経済成長を促すこととなります。

また、財政健全化は、市債発行時の金利上昇を抑制することで、経費削減につながり、新たな行政サービスへの展開や、企業活動、住民活動の活発化が図られ、持続的な経済成長が期待できます。

こうした将来を見越した財政健全化への取組みは、財政状況が悪化した後に行うのではなく、悪化する前に進めなければならない喫緊の課題となっています。

今後、市税や地方交付税等の一般財源が減額になると想定されることを念頭に置き、より一層の財政健全化に取り組んでいく必要があります。

#### 4 定員の適正化

第1次行政改革大綱の実施計画である行政改革集中改革プランでは、平成22年4月における職員数の目標を412人と定め、効率的な組織編成や人員配置の見直し等を行った結果、職員数は344人となり目標を達成しました。

第2次行政改革大綱の行政改革アクションプラン(前期プラン)では、職員採用を退職者数の3分の1に抑えることにより、平成25年4月の職員数の目標値328人に対し、実績数が327人と目標を上回る削減となりました。

行政改革アクションプラン(後期プラン)では、定員適正化計画を策定することを目標に掲げ、この計画に基づき定員管理を行っているところです。

こうした取組みにより、平成17年度から平成27年度までの本市の職員数の純減率は16.5%となっており、全国平均の9.8%を大きく上回っています。

しかし、現状の行政サービスの水準を維持するためには、職員数の更なる削減は困難であると判断されますが、民間委託等の推進や簡素で効率的な組織を構築することにより、適正な職員配置に努めていく必要があります。

#### 【職員数の推移】

(単位：人)

| 各年4月1日現在          | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 普通会計              | 323 | 304 | 302 | 299 | 289 | 287 | 293 | 294 | 304 |
| 一般行政              | 259 | 242 | 239 | 237 | 225 | 222 | 230 | 235 | 245 |
| 教 育<br>(教育長含む)    | 64  | 62  | 63  | 62  | 64  | 65  | 63  | 59  | 59  |
| 公営企業等会計<br>(病院除く) | 38  | 43  | 42  | 41  | 39  | 40  | 39  | 38  | 36  |
| 計                 | 361 | 347 | 344 | 340 | 328 | 327 | 332 | 332 | 340 |

【嘱託員・臨時職員の推移】

(単位：人)

| 各年4月1日現在 | 嘱託員・臨時職員<br>の別 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市長部局     | 嘱託員            | 48  | 47  | 41  | 47  | 45  | 47  | 45  | 47  | 51  |
|          | 臨時職員           | 25  | 43  | 50  | 37  | 36  | 41  | 45  | 51  | 48  |
|          | 計              | 73  | 90  | 91  | 84  | 81  | 88  | 90  | 98  | 99  |
| 教育委員会部局  | 嘱託員            | 59  | 68  | 66  | 75  | 68  | 68  | 71  | 62  | 61  |
|          | 臨時職員           | 54  | 45  | 58  | 69  | 72  | 74  | 59  | 66  | 67  |
|          | 計              | 113 | 113 | 124 | 144 | 140 | 142 | 130 | 128 | 128 |
| 計        |                | 186 | 203 | 215 | 228 | 221 | 230 | 220 | 226 | 227 |

【市立病院職員の推移】

(単位：人)

| 各年4月1日現在 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市立山香病院   | 132 | 126 | 131 | 133 | 137 | 167 | 174 | 196 | 190 |

## 5 組織・機構の見直し

社会情勢の変化と多様化する市民ニーズに対応するため、組織・機構の見直しを行い、市民に分かりやすい組織づくりを推進し、効率的で的確な行政サービスの提供に努めてきました。

特に、防災に関する意識が高まる中、平成26年度から危機管理課を設置し、市民と行政の協働による地域防災体制の強化を図っています。

また、平成27年度には、高齢者福祉と障害者福祉を一体的に推進するため、高齢者支援課を福祉推進課に統合するとともに、子どもから高齢者まで全ての市民の健康増進を図るため、新たに健康長寿あんしん課を設置しました。

さらに、平成28年度には医療政策課を設置し、医療と介護の連携や地域医療の充実を図るとともに、市立病院の今後の在り方について検討を行っています。

各庁舎についても、市民の利便性に配慮しながら、窓口業務、維持管理業務など地域に密着した業務を行えるよう見直しを図っています。

今後も、市民の満足度と利便性の向上を図るとともに、効率的でわかりやすい組織・機構となるよう見直しを行わなければなりません。

## 6 公共施設の適正管理

本市では、拡大する行政需要や多様化する市民ニーズに対応するため、多くの公共施設を整備してきました。

これらの施設については、その目的や実情に応じて効果的・効率的な管理運営に務めていますが、施設の老朽化が進むことにより、維持・管理に係る経費の更なる増加が見込まれ、将来的に大きな財政負担になることが懸念されます。

現在の公共施設を維持し、耐用年数に応じて更新を行った場合、今後40年間で約760億円（年間約19億円）の財源が必要であると予想されます。

今後は、将来に向けた公共施設の在り方を再検討したうえで、公共施設等総合管理計画を策定することにより、適正配置と健全運営、施設の長寿命化を図るとともに、利用されていない施設や用途が廃止された施設の活用や売却を積極的に行い、財政負担の軽減と平準化を図っていかねばなりません。

また、施設の使用料については、社会経済状況等の変化に対応するため、これまでも見直しを行ってきましたが、受益と負担の公平確保の観点から、引き続き見直しを行う必要があります。

さらに、施設の整備や更新、維持、管理、運営については、様々な資金やノウハウを持つ民間の活力を活用し、より効果的・効率的に行うよう努めていかねばなりません。

## 7 収納率の向上

本市が安定的な財政運営を行うためには、自主財源の大半を占める市税の徴収率を向上させることが重要な課題となります。

これまで、市税の徴収率の向上を図るため、現年課税分の徴収強化や滞納処分執行停止該当案件の適用による不良債権処理、コンビニ収納や口座振替の推進等に取り組んできたところです。

市税の調定額は、近年、固定資産税が増加しているものの、全体的には減少傾向にあります。また、今後は、法人市民税の法人税割の一部が国税化され、税率が引き下げられることに伴う影響により、減額が見込まれています。

市税の徴収率については、これまで上昇傾向が続いており、改善されてきていますが、県内の他自治体と比べると、依然として低い状況と言えます。

また、調定額に占める滞納繰越分の割合が高いことが、徴収率が改善されない要因となっています。

今後は、税負担の公平性と歳入の安定的な確保に向け、納付の利便性向上を図るとともに、納税意識の醸成と厳正な滞納整理に努めていかなければなりません。また、現年度課税分の徴収の強化と併せて滞納繰越分に対する滞納処分の更なる強化に努めていく必要があります。

税以外の債権については、各所管課の滞納処分に対する専門知識が不足しているため、有効に処分を行う体制が整っていない状況です。各債権の根拠となる法令等を的確に把握し、債権の発生から回収までの各段階に応じて、適正な管理を行うことが重要です。

各所管課が連携を強化するとともに、債権管理に関する処理基準を構築し、その適正な運用と職員のレベルアップを図りながら収納率の向上に取り組んでいくこととします。

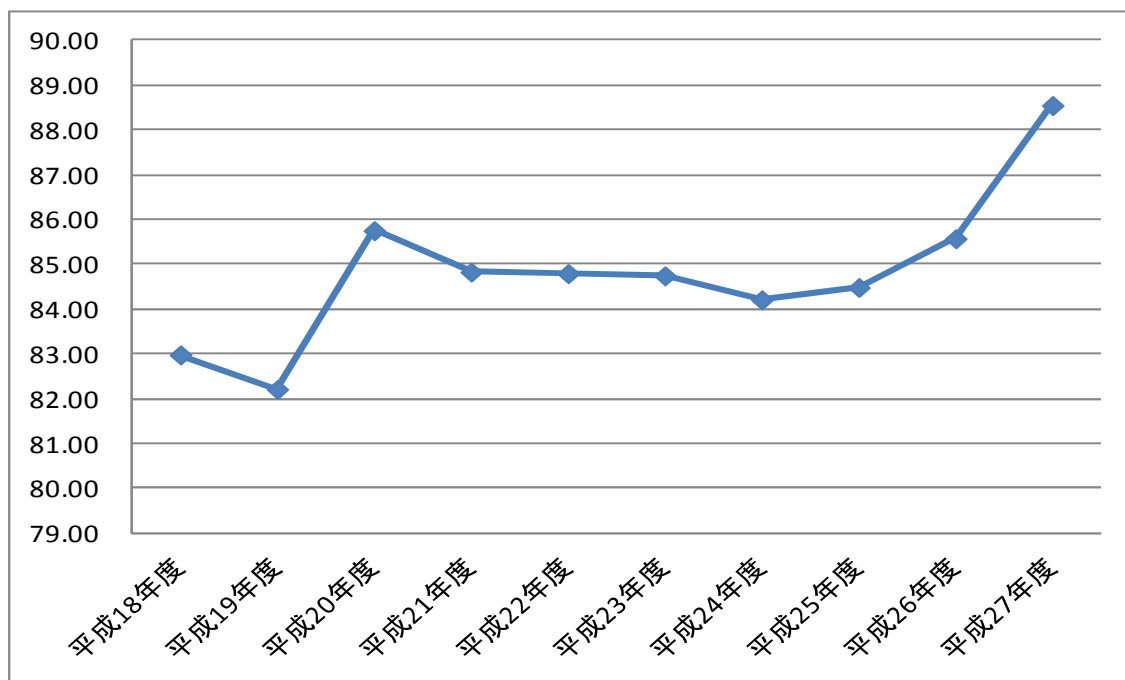


【市税徴収率の推移】

(単位：千円)

| 年度  | (1)<br>調定額 | (2)<br>収入済額 | (3)<br>収入未済額 | (4)<br>徴収率<br>(2)/(1) | (5)<br>不納欠損額 | (6)<br>収入未済額 | (7)<br>還付未済額 | (8)<br>滞納繰越額<br>(6)+(7) |
|-----|------------|-------------|--------------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|-------------------------|
| H18 | 3,498,569  | 2,903,204   | 595,366      | 82.98                 | 25,468       | 569,897      | 958          | 570,856                 |
| H19 | 3,911,552  | 3,215,869   | 695,683      | 82.21                 | 250,593      | 445,090      | 1,880        | 446,969                 |
| H20 | 3,841,651  | 3,294,376   | 547,275      | 85.75                 | 61,964       | 485,311      | 2,903        | 488,214                 |
| H21 | 3,724,236  | 3,159,312   | 564,924      | 84.83                 | 48,802       | 516,122      | 715          | 516,837                 |
| H22 | 3,520,131  | 2,984,994   | 535,137      | 84.80                 | 55,911       | 479,226      | 2,717        | 481,943                 |
| H23 | 3,543,588  | 3,003,110   | 540,478      | 84.75                 | 47,806       | 492,672      | 1,417        | 494,089                 |
| H24 | 3,440,101  | 2,896,939   | 543,162      | 84.21                 | 41,530       | 501,632      | 719          | 502,350                 |
| H25 | 3,411,766  | 2,882,521   | 529,245      | 84.49                 | 66,573       | 462,672      | 1,731        | 464,403                 |
| H26 | 3,398,594  | 2,908,411   | 490,183      | 85.58                 | 77,650       | 412,533      | 2,230        | 414,763                 |
| H27 | 3,355,954  | 2,971,651   | 384,303      | 88.55                 | 39,146       | 345,157      | 1,175        | 346,333                 |

(単位：%)



## 【保有債権の一覧】

(単位：円)

| 債権名(公債権)            | 平成27年度<br>決算末現在高 | 平成26年度<br>決算末現在高 |
|---------------------|------------------|------------------|
| 市民税                 | 346,332,507      | 414,762,601      |
| 国民健康保険税             | 241,219,128      | 280,814,673      |
| 介護保険料               | 17,164,375       | 18,653,149       |
| 後期高齢者医療保険料          | 2,450,100        | 2,697,500        |
| 児童保護措置費負担金          | 3,541,120        | 4,562,200        |
| 中山間総合整備事業分担金        | 306,720          | 0                |
| 老人福祉施設入所者負担金        | 187,200          | 0                |
| JR中山香駅駐車場使用料        | 39,500           | 42,500           |
| 汚水処理場使用料            | 95,120           | 296,950          |
| 都市下水路占用料            | 0                | 2,028            |
| 農業集落排水施設使用料         | 478,940          | 375,760          |
| 公共下水道事業受益者負担金       | 4,505,580        | 4,482,940        |
| 公共下水道使用料            | 1,599,390        | 1,084,120        |
| 公共下水道施設占用料          | 0                | 5,932            |
| 特定環境保全公共下水道事業受益者負担金 | 510,000          | 390,000          |
| 特定環境保全公共下水道使用料      | 452,210          | 333,260          |
| 生活保護費返納金            | 7,620,144        | 5,635,916        |
| 一般被保険者返納金           | 94,174           | 122,489          |
| 計                   | 626,596,208      | 734,262,018      |

| 債権名(私債権)        | 平成27年度<br>決算末現在高 | 平成26年度<br>決算末現在高 |
|-----------------|------------------|------------------|
| ケーブルテレビ使用料      | 9,737,985        | 14,097,586       |
| 市営住宅使用料         | 19,009,247       | 17,122,302       |
| 住宅新築資金等貸付金元利収入  | 39,553,123       | 39,753,123       |
| 高齢者住宅整備資金貸付事業   | 367,452          | 367,452          |
| 災害援護資金貸付金       | 2,372,871        | 2,452,871        |
| 畜産基地建設事業参加農家負担金 | 80,883,960       | 81,729,338       |
| 基礎牛貸付雌牛返納金      | 35,000           | 35,000           |
| 家畜診療手数料         | 355,315          | 357,715          |
| 簡易水道使用料         | 2,557,110        | 2,121,520        |
| 計               | 154,872,063      | 158,036,907      |

|    |             |             |
|----|-------------|-------------|
| 合計 | 781,468,271 | 892,298,925 |
|----|-------------|-------------|

## Ⅱ 大綱の基本方針

### 1 改革の方向性

これまでの人員整理や経費削減などを主眼とした行政改革は、行政の効率化に一定の成果を挙げており、継続して取組んでいかなければなりません。今後は、限られた財源と人材を有効に活用するための選択と集中を図り、市民の満足度を高めるため、各種施策や行政課題に迅速かつ的確に対応できる行政運営を確実に継続していくことを目指します。

### 2 基本方針の柱

本大綱では、今後見込まれる財源不足を解消し、限られた職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくことが大きな課題となります。また、市民や各種団体等の多様な担い手との協働によるまちづくりを一層進めていくことも必要となります。

このようなことから、次の3つを重点推進項目に掲げ、行政改革を推進していきます。

#### (1) 協働のまちづくりと市民サービスの向上

市民と行政が相互理解を深め、お互いに共通の認識を持ち、協働してまちづくりを行う「新しい公共」を推進していくとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、将来にわたって質の高い行政サービスの提供に向け取組むものとします。

#### (2) 効率的・効果的な行政運営

簡素で機能的な組織を構築し、職員の意識改革と能力向上を図るとともに、適正な職員配置に努めます。また、事務事業評価の体制を確立させ、PDCAマネジメントサイクルを活用して不断の見直しを行い、事務事業の重点化・効率化を図ります。

### (3) 健全な財政運営

効果や優先順位を踏まえた事業の選択と集中を図り、徹底したコスト意識による経費の節減、限られた財源の最適な配分を図るとともに、歳入の確保に努めることにより、持続可能な財政基盤の確立に取り組むものとします。また、公共施設の適正配置と健全運営、施設の長寿命化を図り、財政負担の軽減と平準化を図ります。

### 3 計画の期間

本大綱の計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

|            | H29  | H30 | H31 | H32 | H33  | H34 | H35 | H36 |
|------------|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 第3次 行政改革大綱 |      |     |     |     |      |     |     |     |
| 第2次 総合計画   | 前期計画 |     |     |     | 後期計画 |     |     |     |

### 4 進捗の管理

本大綱の着実な推進のために、大綱に基づき策定する実施計画に具体的な取組項目を掲げ、進捗状況については、行政改革担当課と所管課による内部評価を行い、第三者機関である行政改革推進委員会において調査審議した後、結果を市長に報告することとします。

また、実施計画の進捗状況については、わかりやすい形で公表することにより、市民に対する説明責任を果たすよう努めることとします。

### Ⅲ 基本方針に基づく取組項目

